

第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画を策定するため、市民まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市のまちづくりに関する様々な課題を抽出し、検討すること。
- (2) 第5次結城市総合計画策定について市民の目線から意見・提言を行うこと。
- (3) その他第5次結城市総合計画策定に当たって必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) 市内に在住又は在勤する者(公募)

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ随時開催する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 委員長は、委員会で検討したことについて、第5次結城市総合計画策定委員会に随時提言するものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年10月27日から施行する。